

学校施設使用料の変更について

市条例の改正により、令和2年4月1日から学校施設使用料を下記のとおり変更します。

◆変更前(令和2年3月31日まで適用) (円)

使用区分	使用時間			
	9時から12時	12時から17時	17時から22時	9時から22時
1面につき	2,000	4,000	6,000	10,000

※片面利用の場合は上記金額を1/2した額とする。



◆変更後(令和2年4月1日から適用) (円)

使用区分	使用時間		
	平日		土、日、祝
	9時から17時	17時から22時	9時から22時
<u>1面1時間につき</u>	800	<u>1,000 → 800</u>	1,000

※片面利用の場合は上記金額を1/2した額とする。

※使用時間に1時間未満の端数がある場合、1時間として計算する。

問合せ先 越前市教育委員会事務局
スポーツ課 0778-22-7463